

令和3年度川越市地域包括支援センター運営方針(案)の修正について

No.	ページ	項目	修正前	修正後
1	3ページ	V業務の実施方針 1 基本的事項 (6)地域包括支援ネットワークの構築	(6)地域包括支援ネットワークの構築 センターの業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。 こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であるため、川越市在宅医療拠点センターや医療・介護関係者等で構成されるコミュニティケアネットワークかわごえ、川越市社会福祉協議会に配置されている第2層生活支援コーディネーターとの連携を図ります。	(6)地域包括支援ネットワークの構築 センターの業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。 こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であるため、川越市在宅医療拠点センターや医療・介護関係者等で構成されるコミュニティケアネットワークかわごえ、川越市社会福祉協議会に配置されている第2層生活支援コーディネーター、 <u>川越市介護予防取組強化支援事業に関わる市内医療機関のリハビリテーション関係専門職との連携</u> を図ります。
2	5ページ	V業務の実施方針 3 権利擁護業務 (2)成年後見制度の活用促進	(2)成年後見制度の活用促進 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。 申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行います。	(2)成年後見制度の活用促進 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、 <u>川越市成年後見センターと連携しながら</u> 成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。 申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行います。